

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方

1. 概要

企業が財務諸表を作成する過程において、会計上の見積りを行うことが必要となる。会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものであるが、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期、今後の事業活動に及ぼす影響を予測することが困難であるため、会計上の見積りを行うことが極めて困難な状況である。

この状況を踏まえ、企業会計基準委員会や日本公認会計士協会より会計上の見積りを行う際の留意点が公表されている。

見積りの方法	新型コロナウイルス感染症の影響のように不確実性が高い事象であっても、 一定の仮定を置き最善の見積りを行う 。 一定の仮定を置くにあたっては、可能な限り外部の情報源に基づく客観性のある情報を用いることが望ましいが、情報の入手が困難な場合は 企業自ら一定の仮定を置く こととなる。
見積りと結果に乖離が生じた場合	企業が置いた一定の仮定が 明らかに不合理である場合を除き 、見積もられた金額と事後的な結果との間に乖離が生じたとしても、 誤謬(※1)にはあたらない 。
明らかに不合理であるか否かの判断指標の例	見積額が過度に楽観的又は過度に悲観的な傾向を示していないか 企業の事業活動にマイナスの影響を及ぼす情報、プラスの影響を及ぼす情報の双方を含む偏りのない情報を評価しているか
開示	どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要がある。重要性がある場合には、追加情報としての開示も必要になる可能性がある。

(※1)上記の「誤謬」とは、原因となる行為が意図的であるか否かにかかわらず、財務諸表作成時に入手可能な情報を使用しなかったことによる、又はこれを誤用したことによる誤りをいう。過去の財務諸表において誤謬が発見された場合には財務諸表の修正再表示が必要となる。

2. 実務上の留意点

- ・企業会計基準に従って会計上の見積りを行う場合であって、新型コロナウイルス感染症が見積りに影響を及ぼす項目(例えば、固定資産や有価証券の減損判定、繰延税金資産の回収可能性の判断、各種引当金の計上)については上記に留意する必要がある。
- ・会計上の見積りに起因しない項目(例えば、直近の市場価格により時価評価を行う資産及び負債)については、新型コロナウイルス感染症の影響により市場価格が下落した場合、その変動を認識する必要がある。